

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」を、政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、「義務教育費国庫負担制度」についても議論される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について、十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、「義務教育費国庫負担制度」が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、「義務教育費国庫負担制度」を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
総務大臣様